

2010年1月19日

## 郵政改革に関する意見

社団法人経済同友会

代表幹事 桜井正光

構造改革進捗レビュー委員会委員長 梶川 融

\* 現在、政府・郵政改革推進室では「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)を踏まえ、次期通常国会に向けて「郵政改革法案」(仮称)策定の検討を進めている。

本意見は、その検討の一環として行われているパブリックコメントに対して、経済同友会としての意見を取りまとめたものである。なお、意見は政府が示した項目(郵政民営化実施後の問題点・課題、郵政改革の方向性・今後の課題等)に対応して取りまとめた。

経済同友会では、構造改革進捗レビュー委員会(委員長:梶川 融)において、郵政民営化の見直し等について検討を行ってきた。今後の郵政改革における制度設計や法案作成等に向けて、我々の意見を以下のとおり表明する。

### 郵政民営化実施後の問題点・課題

1. 郵政民営化実施後の問題点・課題に関して、公益性、地域性については、政府と共通の認識は持つものの、民営化以後、現段階までの業務運営において、国民生活に重大な支障をきたすような問題点が発生しているという認識はなく、民営化時の基本方針は遵守すべきである。
2. 他方、民営化以降、全銀システムにゆうちょ銀行のシステムを接続し、全国の金融機関との間で振り込みができるようになったこと、コンビニエンスストアとの共同店舗を開設したこと等、国民の利便性が増大した。また、日本郵政株式会社による顧客満足度調査(注1)によると、民営化によってサービスが良くなったという評価が悪くなったという評価を大きく上回った。

3. 今後の見直しにあたっては、民営化後の業務運営上の課題を政府内において明確にし、その上で改善策の検討が行われることが望ましい。

## 郵政改革の方向性・今後の課題等

1. 郵政民営化法第2条の基本3理念すべての遵守を強く求める。
  - 「郵政改革法案」(仮称)の策定にあたっては、郵政民営化法第2条の基本3理念である「国民の利便性の向上」、「見えない国民負担の最小化」、「資金の官から民への還流による国民経済の活性化」について、理念の一部だけではなくすべての遵守を強く求める。特に、資金の官から民への還流による国民経済の活性化は郵政改革の根幹をなすものであり、極めて重要である。
  - 平成21年10月20日に閣議決定された郵政改革の基本方針の「郵便局ネットワークの行政拠点としての活用」については、国民負担の増大を避けるために、地域主権の観点から地方自治体と日本郵政グループ各社との自主的な契約によるべきである。
  - 今後、日本郵政グループの各事業に公益性や地域性を付加していく場合においても、少なくとも業務改善努力により事業運営の効率性・採算性の確保の観点を維持し、公益性や地域性の付加による国民負担の増大を避けるべきである。
2. 資金の「官から民へ」の還流による国民経済の活性化が重要である。そのために、ゆうちょ銀行、かんぽ生命(「以下金融2社」という。)の完全民営化を求める。
  - 公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、イコールフットINGの要件である銀行法や保険業法を引き続き適用したうえで、金融2社の完全民営化を行うことが不可欠である。
  - 他の公益事業を見るまでもなく、一定の公益性と企業の完全民営化(上場)は、両立しうるものである。

- ゆうちょ銀行、かんぽ生命という巨大な公的金融機関は、日本のみならず国際的な金融市場を歪める可能性がある。
  - 政府の暗黙の保証（例：政府 100%出資を含む。）がある限り、金融業務に資金調達、運用上の制限が加わることは当然である。イコールフットイングが確保されていない中で、リスク資産への投融資を認めることはできない。それにより、国民共有の財産であるゆうちょ銀行、かんぽ生命の資金を国民経済の更なる発展に活用することができない。したがって、できうる限り早急に従来の方針である完全民営化を行い、今後、限られた国民の資産の経済成長への寄与を最大にするべきであるとする。
  - 金融業務において、「基本的なサービス」の提供を法的に担保することは、当面認められるとしても、金融業務における「基本的なサービス」については、明確かつ最小限なものとし、いたずらに範囲を拡大することは金融業務の性格上厳に慎むべきである。例えば、それらは 2005 年 10 月民主党「郵政改革法案」法案説明にあるように、決済・小額貯蓄機能を超えてはならない。（注 2）
  - ゆうちょ銀行については、金利リスク、流動性リスクの管理に細心の注意を払うべきである。このようなリスクを鑑みれば、ゆうちょ銀行の預入金残高は縮減されるべきであって、預入限度額の引き上げは認められない。
3. 郵便事業会社、郵便局会社については、透明性を確保すべきである。
- 郵便事業のユニバーサルサービスは、その対象を信書に限定したうえで、自明のことであるが、その達成については、業務の効率化による自助努力を前提とし、安易な公的負担（税金投入）及び、金融業務からの収益補填は求めないことを基本姿勢とする。
  - 将来、郵便事業において不可避な損失が生じると予想される事態となった場合においても、公益性維持のコストに関しては透明性の高い定量的把握を行い、その負担については改めて国民的議論を行う必要がある。また、信書という独占的な事業領域から、競争的な事業領域への利益移転を容認すべきではない。

- 金融 2 社から郵便局会社への長期代理店契約に基づく委託手数料についての透明性確保、役務に対する正当な対価であることの検証を求める。そのうえで、郵便局会社は自助努力により今後とも自ら収益を確保すべきである。
4. 金融 2 社と郵便事業会社、郵便局会社は組織や収支の区分けを厳格にし、また、グループ会社のガバナンス体制を構築すべきである。
- 郵政改革監視のための組織を設置し、郵政改革の進捗をレビューすると同時に、日本郵政グループの経営ガバナンスなど郵政改革を総合的に監視すべきである。
  - 日本郵政グループ各社は、通常の株式会社が行うべき事業計画の作成、経営ガバナンスの構築等を行い、仮に、その収益や資産状況が悪化した場合には、同グループの取締役は経営責任を問われるべきである。

以上

(注 1) 第 2 回日本郵政グループ顧客満足度調査 (2009 年 6 月 5 日)  
「民営化前後の全体評価 よくなった : 43.0%、悪くなった : 6.9%」

(注 2) 「民主党『郵政改革法案』の提出について」(2005 年 10 月 3 日)  
2. 法案の概要

(2) 「2007 年 10 月 1 日以降、郵便貯金については、定額貯金は廃止(新規預入を停止)し、預入限度額を 500 万円に引き下げる。」  
(出典 : 民主党ホームページ <http://www.dpj.or.jp/news/?num=212>)